

居宅介護支援券の申請受付が始まります 8月1日(月)より利用開始

「居宅介護支援券」は、在宅での日常生活および介護予防、要介護状態などの軽減・悪化の防止を支援するためのものです。

利用できるサービス

- ・介護用品(紙パンツ、尿とりパット)
- ・口腔ケア介護用品(商品名に口腔ケアおよび介護用と明記されているものにかぎる。)
- ・褥瘡^{じよくそう}処置のための用品(ガーゼ・フィルム材・固定用テープ)
- ・理容美容サービス
- ・社会福祉協議会の移送サービス、家事援助サービス
- ・シルバー人材センターの家事援助事業
- ・いきいき号乗車チケットの購入
- ・寝具洗濯乾燥サービス
- ・市内介護予防拠点施設(宅老所・IT工房くりっく・あかおにどん)の利用料(ただし、昼食代および材料費は除く。)



対象者

- ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方
- ・介護予防・生活支援サービス事業対象者

※ただし、介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床)や養護老人ホームまたは病院に3か月以上入所・入院している方は対象にはなりません。

※対象となる方には7月下旬に申請書を送付します。

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・自己負担分費用(「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合となります。)

利用期間

8月1日(月)～平成29年3月31日(金)

申込・問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎ 52-9871

点検していますか？住宅用火災警報器

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられて10年が経過しようとしています。

取付後も、いざというときに故障や電池切れのないよう、定期的に作動確認(垂れているひもを引くかボタンを押せばOK)をしましょう。

また、10年を経過した住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、交換をおすすめします。

まだ、取り付けていない家庭は、大切な命を守るためにいち日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。



問合せ先 衣浦東部広域連合消防局予防課 ☎ 63-0136